

高梁市総合計画後期基本計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

「高梁市総合計画前期基本計画」（以下、「前期基本計画」という。）及び「第2期高梁市まち・ひと・しごと総合戦略」の計画期間が令和7年度をもって終了することから、令和8年度から令和12年度を計画期間とした「高梁市総合計画後期基本計画」（以下、「後期基本計画」という。）及び「次期総合戦略」を策定する。

後期基本計画策定にあたっては、変化し続ける社会・経済情勢や前期基本計画及び総合戦略の総括を踏まえ、市民ニーズ等を反映しつつ、策定に係る業務を効率的かつ効果的に進め、実行性のあるものとする必要がある。

策定業務を円滑に遂行するためには、業務全般に関して高い専門性と豊富な経験があり、適正な企画力、技術力や実施体制をもつ事業者策定支援業務を委託する。

当該業務の実施には、適正な企画力、技術力や実施体制が要求されることから、「指名型プロポーザル」により事業者を選定することとし、実施方法等について必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 高梁市総合計画後期基本計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「高梁市総合計画後期基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日～令和8年3月31日

3 見積限度額

7,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、委託業務を適格に遂行するに足りる力を有し、以下の要件を全て満たすものであること。

- (1) 令和7・8年度高梁市入札参加有資格者名簿（役務業務）の業種分類「計画」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 高梁市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (5) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 必要書類を定められた期限までに提出し、虚偽の記載がないこと。

5 スケジュール

- (1) 実施要領等公開（指名通知） 令和7年4月15日（火）
- (2) 質問受付期限 令和7年4月22日（火）
- (3) 質問回答（ホームページ） 令和7年4月25日（金）

- | | |
|------------------|--------------|
| (4)参加意思表明書の提出期限 | 令和7年5月 2日(金) |
| (5)参加資格審査結果の通知 | 令和7年5月 8日(木) |
| (6)企画提案書提出期限 | 令和7年5月20日(火) |
| (7)プロポーザル審査会(予定) | 令和7年5月23日(金) |
| (8)審査結果通知(予定) | 令和7年5月27日(火) |
| (9)契約(予定) | 令和7年6月 2日(月) |

※日程については、本市の都合により変更となる場合がある。

6 応募の方法

- (1)提出書類 参加意思表明書(様式第1号)
- (2)提出方法 持参(市役所開庁日に限る)又は郵送(提出期限必着)
- (3)提出期限 令和7年5月2日(金)午後5時まで
- (4)提出先 高梁市企画財政部秘書企画課(担当:宮田)
- (5)その他 提出書類を確認後、参加資格確認通知書を送付する。

7 質問の受付及び回答

(1)質問提出方法

本実施要領及び仕様書に関する質問は、様式2号により秘書企画課あてに電子メールで送付すること。

(2)質問受付期限

令和7年4月22日(火)午後5時まで

(3)回答方法

令和7年4月25日(金)午後5時までに市ホームページへ掲載することにより行う。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

(4)その他

公表する質問事項に対する回答は、実施要領の追加又は修正とみなすものとする。

8 企画提案書の提出

(1)提出書類

- ①会社概要書 (任意様式)
- ②同種業務の実績 (任意様式)
- ③業務実施体制 (任意様式)
- ④企画提案書 (任意様式)
- ⑤参考見積書 (任意様式)

(2)提出方法 持参又は書留による郵送

(3)提出期限 令和7年5月20日(火)午後5時まで

(4)提出先 6(4)に同じ

(5)提出部数 6部(正本1部、副本5部)

9 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書の様式

企画提案書は任意様式とし、A4版縦、横書き、左綴じで作成し、30ページ以内とする。

ただし、スケジュール等資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とする。

(2) 企画提案書の記載内容

高梁市総合計画後期基本計画策定支援業務にあたっての貴社の考え方、視点、役割分担、スケジュール、体制、その他アピールポイントを記載すること。

(3) 提案書における留意事項

国の動向、社会情勢の変化、「高梁市総合計画2021-2030」等を踏まえること。

(4) 資料の貸出

市が所有する資料（データを含む）で、業務に必要なものは、受託者に貸与する。貸与された資料については、本業務の完了後速やかに返却すること。

(5) その他

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 本企画提案に係る提出物は、採用提案を除いて本事業の審査以外では使用しない。
- ③ 提出後の資料の追加及び修正は認めない。

10 審査会（ヒアリング審査）の開催・選定

(1) 日 時 令和7年5月23日（金）予定（詳細については、別途参加者に通知する。）

(2) 実施場所 高梁市役所内

(3) 所要時間 1 提案者につき40分以内（説明30分以内、質疑応答残時間）

(4) 出席者 審査会への出席者は、3人以内とする。

(5) その他

- ① 説明用機材について、プロジェクター、モニター（HDMI端子接続）は本市で用意するが、パソコン等の機材については、各提案者が用意するものとする。
- ② 説明は事前に提出された企画提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

11 選定方針等

(1) 選定方針

複数の審査員が下記の審査基準に基づき、提出書類及びヒアリング内容を総合的に評価して、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(2) 評価基準（配点：合計100点）

① 業務遂行能力（書類）（20点）

- ・ 類似業務実績（10点）
- ・ 責任者及び担当者の実績（10点）

② 実施計画（10点）

- ・ 業務行程の妥当性

③ 企画・提案内容（書類・プレゼンテーション）（60点）

業務内容の理解度、本市の地域性・現状等の理解度、提案内容の独自性・的確性・分析

力・実現性等について評価

④ 見積額（１０点）

業務内容に見合った適切な経費であるかについて評価

(3) 選定結果

審査会の審査結果は、すべての参加者に書面により通知する。

審査結果は市ホームページで公表する。

1 2 委託契約の締結

(1) 上記 1 1 において選定された交渉権者と交渉を行い、委託候補者を選定する。

優先交渉権者との契約交渉の結果、内容について合意に至った場合は、委託候補者と契約手続きを行う。なお、提案見積書の金額から契約額が変更となる場合がある。また、契約額の変更の有無に関わらず再度見積書を徴収する。ただし、委託候補者が指名停止等の措置要件に該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。

優先交渉権者と契約に関して合意に至らなかった場合は、次点交渉権者との間で、上記と同様の手続きを経たうえで、契約を締結する。

(2) 本業務を進めるにあたり、選定された企画提案書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく、受託者と協議して変更することができるものとする。

1 3 その他

(1) 本プロポーザルの参加に必要な経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 企画提案書が次の条件の一つに該当する場合には、審査対象から除外する。

① 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

② 虚偽の内容が記載されている場合

③ 関係者に関する工作等不正な活動を行ったと認められる場合

④ ヒアリングに遅刻・欠席した場合（やむを得ないと認められる理由がある場合を除く）

⑤ その他、審査会において不适当と認められた場合

(3) 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。

(4) 見積金額が著しく低い場合や、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不适当と認められる場合は、当該提案者から説明を求めることがある。

(5) 本業務を委託する相手方の決定は、委託候補者を対象として市の内部手続きを経た上で決定されるもので、選定結果をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

(6) 参加意思表明書の提出が 1 業者のとき、又は企画提案書の提出が 1 業者のときは、本プロポーザルの手続きを中止する場合がある。

1 4 担当課・問い合わせ先

高梁市企画財政部秘書企画課

〒716-8501 岡山県高梁市松原通2043

TEL：0866-21-0208 FAX：0866-21-0261

E-mail：hisyo@city.takahashi.lg.jp（担当：宮田）